

議会運営委員会記録

令和4年3月1日（火）

開議 15時 29分

閉議 17時 01分

全員協議会室

出席者

- 〔委員〕 布施委員長、柳楽副委員長、
肥後委員、三浦委員、沖田委員、足立委員、川上委員、串崎委員、
小川委員、牛尾委員
〔議長団〕 笹田議長、川神副議長
〔委員外議員〕 芦谷議員
〔執行部〕 坂田総務部長、佐々木総務課長、河内財政課長、猪狩総務管理係長
〔事務局〕 古森局長、下間次長、近重書記
-

議 題

1 令和4年3月浜田市議会定例会議について

(1) 令和4年3月浜田市議会定例会議の追加付議事件等及び付託案について

資料1-1～1-2

(2) その他

- （執行部から）令和3年度一般会計補正予算（第14号）で債務負担行為（浜田駅周辺整備事業）が可決されたら、追加提案で工事請負契約の議案を提出
- （可決後の流れ）
追加日程で議案提出→説明→議案質疑→産業建設委員会付託
→委員会審査・採決→委員長報告→討論→採決
- 本追加提案に係る議会運営委員会は開催しない

2 請願者等の意見陳述

- (1) 陳情第29号 名前のない陳情に関する陳情について
- (2) 陳情第30号 議員の傍聴者への誹謗中傷を制限する陳情について

3 陳情審査

- (1) 陳情第13号 採択された陳情の進捗確認の実施検討を求める陳情について
【賛成多数 採択】
- (2) 陳情第29号 名前のない陳情に関する陳情について 【賛成なし 不採択】
- (3) 陳情第30号 議員の傍聴者への誹謗中傷を制限する陳情について
【賛成多数 採択 ※附帯意見あり】

4 6月定例会議以降の陳情審査及び意見陳述について

資料2

- 陳情は、全て付託して採決を行うことで決定
- 意見陳述の実施方法は、3月11日までに各会派からの意見を集約し、3月17日午前9時15分からの議会運営委員会で諮る。意見陳述の扱いが定まったら、同日開催の全員協議会で全議員へ陳情審査の流れを説明する。

5 会派代表質問の今後のあり方について

- 実施の有無等について、3月11日までに各会派からの意見を集約し、3月17日の全員協議会後の議会運営委員会で今後の方針を協議

6 その他

- 東日本大震災の黙とうを3月11日14時46分を実施する。実施の際は休憩をとって行う。※当日予算決算委員会（福祉環境委員会分）
- 退職者（部長・支所長）のあいさつは、本会議終了後開催の全員協議会終了後に議場で行う。

次回開催日程 令和4年3月17日

① 午前9時15分 全員協議会室

（予定議題）

- 意見陳述について

② 全員協議会終了後 全員協議会

（予定議題）

- 令和4年6月定例会議について

※個人一般質問の持ち時間、会議の会場、運営方法については今後の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて後日協議する。

- 会派代表質問のあり方について

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

[15 時 29 分 開議]

布施委員長 ただいまから議会運営委員会を開催する。出席委員は10名で定足数に達している。
それではレジュメに沿って進めていく。

1 令和4年3月浜田市議会定例会議について

(1) 令和4年3月浜田市議会定例会議の追加付議事件等及び付託案について

布施委員長 資料1-1をごらん願う。総務部長。
総務部長 (以下、資料をもとに説明)
布施委員長 続いて資料1-2をごらん願う。事務局長。
古森局長 (以下、資料をもとに説明)
布施委員 ただいまの説明について質疑等はないか。
(「なし」という声あり)

(2) その他

布施委員長 執行部はここで退席されるが、執行部から何かあるか。
総務部長 先ほど令和3年度一般会計補正予算第14号をご説明させていただいたが、この補正予算の中に債務負担行為の追加がある。浜田駅周辺整備事業の債務負担行為だが、これについて議決をいただいたら今定例会議の最終日に、債務負担行為の契約締結について追加提案をさせていただきたいと考えている。どうかよろしく願います。

布施委員長 総務部長から説明があった。流れについて事務局長から説明をお願いします。

古森局長 ただいまの追加の関係は、別の日での臨時会議なども想定して正副委員長に協議させていただいたが、最終日で可決後に追加日程を加えて提案という流れにさせていただきたいと思っている。追加提案されたときに質疑、産業建設委員会への付託、それから審査していただき採決の後に委員長報告をする流れで想定しているので、よろしく願います。

布施委員長 ただいま説明があった。可決後に追加提案される議案については議会運営委員会を開催せず、そういう流れでやるのだが、本日の説明をもって可決された場合は、そのように進めてよろしいか。では議会運営委員会を開かず、可決後は先ほど局長が説明されたようにやってもらう。よろしく願います。
ほかに執行部から何かあるか。
(「なし」という声あり)
委員から何かあるか。
(「なし」という声あり)

では執行部は退席いただいて構わない。

《 執行部退席 》

2 請願者等の意見陳述

布施委員長

今回付託されたうち、陳情2件について意見陳述の希望があったので実施する。流れを確認する。陳述者から陳情の趣旨を述べていただき、その陳述内容や陳情について委員から陳述者へ確認質問を行う場合がある。陳述者から委員への質問はできない。また、陳述者の意見陳述時間は1件につき3分以内である。副委員長がタイムキーパー役を務め、2分30秒になったらベルを1回鳴らし、その後2分50秒でベルを1回鳴らすので終了してもらいたい。意見陳述の内容は当該陳情にかかわる内容とし、当然ながら個人情報に関することや誹謗中傷の発言は行わないように。なお、委員長の指示に従わない場合は意見陳述を中止するのでご承知おき願う。

意見陳述を全て終了した後、引き続き審査・採決を行うのでよろしく願います。

(1) 陳情第29号 名前のない陳情に関する陳情について

布施委員長

意見陳述をお願いします。

陳述者(森谷氏)

特定の市民の陳情が不公平に多すぎると〇議員から指摘があった。まず市民の平等の観点から問題があるという指摘があったが、これは失当である。全く根拠がない。これは、図書館を多く使う人は不公平だ、公民館・まちづくりセンターを多く使う人は不公平だということと同じである。

布施委員長

陳述者、名前のないやつか。

陳述者(森谷氏)

そうである。お粗末な話である。イギリスの著名作家サミュエル・ジョンソンは「無知は犯罪である」と言っている。私が言っているのではない。無知が故意なら犯罪だということである。意識的に見ようとしないう、根拠があることを知ろうとしないで、結果として全員を貶める。その無知が原因で正しいと誤ったことを信用する、誤った言動をする、その結果さまざまな問題が起きる。憲法違反、民法違反、条例違反となる。

浜田市の条例には、重要な条例だが、「一人一人がまちづくりの主役になりなさい」と定められている。また「積極的に取り組みなさい」と定められている。条例に従ったら議員に問題視されるのもおかしい。その市民は条例に背中を押され主役として積極的に取り組んだ結果、議員から問題視されることになる。その方は困った人の駆け込み寺的役目をしている。だから積極的なのである。市職員からも、市長が困るからこういうことを陳情で言ってやってくれな

いかとたびたび言われ、やる気のある市職員の駆け込み寺でもあるようである。駆け込み寺に来る人は市民でも職員でも、名前を出すわけにいかない人がほとんどなのである。この匿名情報は、議会広報広聴委員会に出すということでもよいと思うが、名前を書かなくてよい情報を耳に入れるのも大切ではないかと思っている。特に職員は行政に詳しく、問題点を把握していても上司が聞いてくれなかったら全ては闇の中である。ぜひ個人を特定することのない陳情も取り扱えるよう検討していただきたい。

この〇議員は、その市民の陳情には、わからなくとも質問することなく、記憶にある限り全て反対している。

布施委員長

この件について陳述者へ確認しておきたいことがあるか。

(「なし」という声あり)

(2) 陳情第30号 議員の傍聴者への誹謗中傷を制限する陳情について

布施委員長

意見陳述をお願いする。

陳述者(森谷氏)

某議員は特定の市民の陳情には全部反対。質問もせず、わからないので反対としている。わからないなら質問せよ。子どもに言って聞かせるレベルである。

U議員は平成26年4月に、市役所5階の議会フロアで新人議員を引きずり回し暴行の罪で浜田警察が現場検証に入り、裁判の結果新人議員に慰謝料を払い、議員の敗訴である。

去年12月16日の議会運営委員会では、〇議員U議員そろってうそを交え、市民A氏への攻撃をした。まずやじの件、12月8日総務文教委員会で委員は、市長の犯罪につながるようなことはすべきではないと発言された。これが許されるか。市長の犯罪につながるかどうか、これは一番大事な問題ではないか。委員は、執行部があったともなかったとも言えないと言っているのに、これ以上働きかけることはできないと発言された。国政に出る可能性のある前途洋々の若手議員がこのような及び腰でよいのか。よって市民のは、できないではない議員がすればよい、できるだろうと発言があったわけで、やじを飛ばすというより、議員の本質を思い起こさせようと思わず発してしまった。言うならば天の声というべきものではないかと思う。

次に歩き回る件。ことさら事実を誇張した表現で悪意を感じる。まず新聞記者、傍聴人は、委員会開催中でも出入り自由である。産業建設委員会は市道の木がよく倒れることを議題としていた。その前日また大きな落石があった。なぜ隠すのか不思議に思い、落石の話の話をせよと言っただけである。

布施委員長

陳述者、一旦時間を止める。陳情第30号についての陳述であるはず。今のは別件の話ではないのか。

陳述者(森谷氏) 違う。どういう場面で指摘されたか事実を言っているだけ。そこを原因として誹謗中傷されたのだ。私も素人ではない。

布施委員長 確認のために聞いた。続きを。

陳述者(森谷氏) 市道に倒木があった、前日は落石まであった。なぜ落石を隠すのか不思議に思って落石の話をしようとして発言しただけ。課長の席は傍聴席の前だったので、歩き回ったというよりも傍聴席を移動して声かけした。課長にも聞いたが、〇議員が話に来られたとは言われなかった。肝心の課長に確認せず、これでよいのか。なおU議員は議員2人が見えて、明らかに叩いた、それが動画に残っていると発言した。課長の右が見えない位置にいた2人の議員は、うそをついているとしか思えない。動画が残っているなら見せてほしい。そのような動画があるはずないのでこれもうそだと思う。議員たるものが根拠がないのに弱い市民を誹謗中傷することのないよう、検討していただきたい。

布施委員長 この件について陳述者に確認しておきたいことがあるか。
(「なし」という声あり)

3 陳情審査

布施委員長 採決に入る前に自由討議の希望があるか。
(「なし」という声あり)

ないようなので、委員から意見をお聞きする。ここで1点お願いがある。採択か不採択かが聞き取りにくいいため、発言時には「賛成・反対・継続審査」と述べていただく。なお、反対の場合は必ず理由を述べてもらいたい。

(1) 陳情第13号 採択された陳情の進捗確認の実施検討を求める陳情について

布施委員長 これは12月の継続審査になっているので、こちらから先に採択するかどうかをお諮りする。これに対して各委員のご意見を伺う。

川上委員 この陳情の思いは十分理解できる。陳情採択後の働きかけなどについては議会においても明確になるよう、また結果が陳述者に返答できるようなシステムをただいま検討している。本件は採択するとともに、要求しているようなことを加えて返答すべきなので、賛成する。

布施委員長 ほかに。

小川委員 この陳情については反対ということで、その理由を述べさせていただく。何度か紹介されているが、議会基本条例の第10条の関係である。市長等においてこのような陳情が採択された場合の扱いについて書かれているが、措置することが適当と認めるときは、その要望等について実施状況を求めたり、あるいは事後の状況、対応を報告するということを求める中身になっているが、結果的にその適当

布施委員長
沖田委員

と認められるような中身がなければ、特にその後の進捗状況を報告したり求めたりすることも、必要性はないということで、私はこの議会基本条例の条文どおりに運用していただければ結構だということで、特に適当と認めるときはそういった措置をするのが当然ということで、この基本条例どおりにやればよいことなので、この陳情について私は反対する。

ほかに。

かねてより陳情のあり方について議論などしていく中で、陳情の願意について追いかけていこうという、一貫してそのように主張している。そういう意味でもこの陳情に賛成したい。

牛尾委員

陳情の中身にもよるが、例えば道路改良であるとか、側溝改良であるとか、採択したとしても政策の優先順位があるから、直ちにとということにはならない案件がいっぱいある。そういうことからすれば、小川委員が言われたように、議会基本条例の10条に照らし合わせて、必要なものはやるべきであろうが、ないものについては条例に書いてあるとおりにやるべきで、私は反対である。

布施委員長
足立委員

ほかに。

陳情者においては採択・不採択を求めるために陳情されているのではなく、あくまでもその後の先のことを求めて陳情されていると私は受けとめているので、例えば採択以後の経過に関しては陳情者に対して一定程度の報告なり進捗状況のお示しはすべきだと思うし、それが議会でも議員でも取り組んでいることだろうと思うので、賛成したい。

布施委員長
柳楽副委員長

ほかに。

今、議会運営委員会のほうで陳情審査の流れでも、採択したものについてはその後の追跡を、行うべきものはやっていく必要があるということで議論を重ねているところである。その追跡のやり方については今後の検討になると思うが、そういった意味ではこの陳情はやっていくべきものかと思うので、賛成ということにしたい。

布施委員長

ほかにご意見は。なければ採決は委員会条例の規定により、問題を可とすることでお諮りする。本陳情について採択とすることに賛成の委員の挙手を求める。

《 賛成者挙手 》

本陳情は賛成多数により採択するものと決した。

(2) 陳情第29号 名前のない陳情に関する陳情について

布施委員長

各委員にご意見を伺う。反対の場合はこの場で述べていただき、また賛成の方も意見があれば述べていただきたい。先ほどと同様に挙手の上発言をしてほしい。

沖田委員

先ほど申したとおり、陳情その後の進捗をお返しすることを一貫

して主張している。ただ返すのに名前がなければ返すものも返せないということで、やはり陳情は名前を書いて出していただきたいというこちらの願いもあるので、この陳情に関しては反対としたい。

川上委員

国においても請願・陳情には氏名住所を求めている。本陳情の趣旨にある、無記名での陳情が許せるかどうかについては検討することが必要ではないと考える。よって反対である。

三浦委員

沖田委員が発言された理由と同じだが、名前を書いて出していただくほうが陳情は適していると思うので、本陳情については反対とさせていただきたい。

足立委員

同様に私もそのように、陳情においてはぜひ名前を出していただきたいのと、いろいろな声を拾っていくのも当然大切なことではあるので、今議会広報広聴委員会が非常に頑張っておられる。こちらのほうで、例えば議会に対しても、さまざまな諸課題においても、声が拾えるように議会広報広聴委員会がしっかり取り組んでいただけたらと思うので、名前のないものに関してはそちらで対応できるかと思っている。よって反対である。

串崎委員

今まで沖田委員も言っているが、そのとおり私も反対である。名前がなければ後の返答のこともあるし、名前がなければ先に進まないで、これについては反対したい。

肥後委員

議会だより読者アンケート、昨日も少し電話で各まちづくりセンターに問い合わせたところ、名前がなくても結構だが先月に続いてゼロ件なので、そちらで意見として述べてもらえばありがたい。名前のない陳情に関しては、名前がないということはいろいろな問題が出てくると私は考えるので反対である。

小川委員

文章の要件というのが定まっている以上は、その部分に従ってこの制度は運用していただきたい。ここに書かれているような状況というのは、もしかしたらあるかもしれないということは想像ができるが、そういった要望やご意見については別の方法で幾らでもあると思うので、そういう解決策を選んでいただきたい。したがってこの陳情については反対とする。

柳楽副委員長

やはり陳情はそれなりに重要なものだと思っているので、提出されるということについては一定程度の、提出者の責任ということもあるのかなと思うので、無記名というのはふさわしくないとも考えるし、先ほどから出ているように、回答したくてもお伝えする方法がないということになるので、この陳情に対しては反対としたい。

牛尾委員

過去、名前のない投書を何十通も私個人宛てにいただいている。やはり名前がないので、その訴えにどう答えてよいかわからないという経験をしている。そういうことも含めて、やはり陳情には名前を書いていただかないと問題があるのでは。

また素朴な疑問だが、事務局に聞きたいのだが、全国議長会にこ

の件を聞いたことないか。名前のない陳情を受け付けているような市議会があるかどうかを。

下間次長

聞いたことはない。基本的に陳情は請願に準ずるような取り扱いをしているので、氏名を書いていたideている。

牛尾委員

私は反対である。

布施委員長

全ての委員にお聞きした。採決は委員会条例の規定により、問題を可とすることでお諮りする。本陳情について採択とすることに賛成の委員の挙手を求める。

《 賛成者挙手 》

挙手なしとして、本陳情は採択しないものと決した。

(3) 陳情第30号 議員の傍聴者への誹謗中傷を制限する陳情について

布施委員長

各委員にご意見を伺う。

川上委員

この陳情における事象を注視したものではないが、傍聴者が執行部席へ入り込んだことは事実である。このことは傍聴者に対して注意喚起を行い、以後の行動については退席を求める。このことは重々ご存じだと思う。しかしながら、本事情いかんにかかわらず、本陳情に求められている傍聴者への誹謗中傷は、議員として慎むべきであり、議会として何らかの対応が必要だと私は考える。よってこの陳情に対しては賛成である。

串崎委員

今話が出たとおり、傍聴者の方が立ち上がられたという事実を、私も産業建設委員会なので少し覚えている。これは個人的なことで、またそれは傍聴のルールという形であり、最後の文言にあるように、やはり議長は正常な議会運営を心がけること、また議員の誹謗中傷などは、当たり前なこと、これに関しては言われるとおりであり、この陳情には賛成する。

小川委員

このような陳情を審査すること自体問題がある中身だと思っている。結局問題の発端は先ほど川上委員が言われたような形で、傍聴席から執行部席へ入って、発言を強要するなどもあったし、誹謗中傷するような事実があったかどうかについては、私はその状況については私自身全ての状況を説明することができるが、ここにかかわっておられる方々も幾らかおられる。したがってそういう方に負担や迷惑がかかるようなことがあってはいけないという配慮は、物すごく必要である。したがってそういう方の立場を守るためにも、言いたいと言えない部分もたくさんある。かといって事実を事実として認めようとせず、あたかも誹謗中傷があったかのようなことを言われている。その中身も事実を則していれば問題ないと思うが、全く事実と反することが全て書かれており、みずからの行為に対して責任を持ってないような方の陳情だと私自身は思っている。したがってこういった陳情については当然のことながら反対であるし、仮に

そういった誹謗中傷があるとすれば慎むべきだと思うが、この状況の中ではそういうことは一切なかったと私自身も認識しているし、断言もできる。そういうことで私は反対とする。

牛尾委員

今小川委員が言われたように、あったことをあったと、目撃した議員がいたことを述べたというのみで、それに尾ひれをつけて誹謗中傷したというようなことは、私のことを言われているのであればなかったと私は思っているし、事実があったということは間違いのないということで、それがなかったというような、否定するような陳情をこの場で審議しなければいけないのは、非常に残念である。以上で私はこの陳情については反対である。

柳楽副委員長

この陳述者が言っておられる内容について、理解できるところもある。ただこの中身について双方で言われていることが食い違っていることもあるので、私は反対をしたいとは思いますが、議員はやはり自分自身の言動が及ぼす影響も考えながら発言しないといけないと思っているので、そこについては意見を付したいと思っている。

三浦委員

賛成である。議会運営においてはこうしたことを心がけて進めなければいけないというのが大前提だと思う。しかしながら前段の、議員個人のことには触れられている部分については、この陳情審査においては言及を控えたい。意見を付して採択としたいと考えている。

布施委員長

ほかに。

肥後委員

これは確か産業建設委員会のことだったと思う。傍聴していた議員が、傍聴者が職員に暴行したのを見ていたと書いてあるが、私は先ほどの話の中で記憶をたどったのだが、私もその現場にいた。ただその位置が真後ろか横だったかを定かに覚えてないが、ちょうどタブレットの画面を見ており、そのときに少し声がしたのを記憶している。私は殴る蹴るが暴行だと思うのだが、肩に手を触れたか身体を押したかが暴行に当たるかどうかは私も詳しくないので判断ができないところだが、もしそれが原因で議員が傍聴者へ誹謗中傷したことになるのであれば、それは悪いことなので賛成としたい。

足立委員

私も先ほど三浦委員が言われた内容とほぼ同様であるが、私もその現場にいなかったもので、その部分については触れるのを控えさせていただきたいが、最後の2行においては議員として当然であると思っているので、この陳情においては賛成したい。

小川委員

少し補足させていただきたいのだが、冒頭部分、傍聴者が職員に暴行したのを見ていた、動画にもあると、執拗に委員会で発言されたと書かれているが、これ自体は事実かどうか誰か確かめられたのか。私は、暴行したのを見ていたという発言があったとは記憶していない。私自身もそのようなことを言ったつもりはない。したがってこの中身については事実がどうかをきちんと見た上で、もしあったならそれなりの対応や誹謗中傷をやめることになるが、どの行為が

誹謗中傷にあたったのかをきちんと分析した上でないと、ただここに書かれていることが全て正しいとするならば、この願意に対しても幾らか賛同できるところはあると思うが、私から見るとこれはほとんど事実をねじ曲げた、極端に言うとは歪曲し、みずからの行為を責任転嫁した、そのようにしか私には思えない。したがってこれを審査するのであれば、もう少し事実を調査していただいたほうがよいかと思った。この点についてはどうか、お諮りしたい。

布施委員長

意見が出た。賛成の方も、意見を付してなどの意見があった。願意は最後の2行だと思う。ただ最初書かれていることがあったかないかということに対してはいろいろ見解があって、難しい判断だということで。賛成の場合でもそのようにしているのだが。私はそのように判断したが、川上委員から意見があるようなので。

川上委員

先ほど私も申したが、このような事象があったかないか、ではなく、事象いかにかわらずという形で言っている。この点を理解していただいて、誹謗中傷は議員として慎むべきものであるということをご理解いただきたい。

布施委員長

採決に入っているので、皆にそれぞれ意見を言っていた。それを踏まえて採決に入りたい。皆、今言われた意見も、陳述者がおられたときに、もしそういう場面で陳情があったのなら、そのときに確かめることもできるので、きちんとそのときには陳述として意見を言える3分間もあって、その後には確認しておきたいことや、こういった事実があったかどうかを決める時間があったのだから、そこを利用してもらいたい。そうすれば今の問題も少しはある程度持っていく感じがするので、願います。

ではこの分について、採決は委員会条例の規定により、問題を可とすることでお諮りする。本陳情について採択とすることに賛成の委員の挙手を求める。

《 賛成者挙手 》

挙手多数により、本陳情は採択するものと決した。なお賛成の委員から意見を付してという言葉があったので、それはまた正副委員長にお任せいただいてよろしいか。

三浦委員

付する意見は正副でつくられるのか。

布施委員長

先ほど賛成のときに各委員会の委員長、議場において議長など立場はいろいろあるが、それを2行においてでも賛成された意見に対しては、この分について意見を付して賛成ということだと理解したのだが、それ以上のことがあるか。

三浦委員

どういう意見を付したかは、付す意見については正副がおまとめになられるということか、もうお預けすることになるのか。

布施委員長

それでよろしいか。

川上委員

審査の結果、付す意見についてはこの場でまとめたほうがよろし

布施委員長
川上委員

いかと思うので、よろしく願います。

そういう意見があった。意見がある方はいただきたい。

先ほど言ったように、前段部分の事象については、これにかかわらずという形でやっていただければと思う。陳情に申し上げられているいろいろな事象があったが、これにかかわらず、要するにとらわれず、議員は誹謗中傷すべきではないという形になると思う。

布施委員長

少しよろしいか。陳情の願意は文章も、それに値しなければいけない部分がある。ただ、前の部分はだめだから後段だけ採用せよという賛成意見は一部採択のような形になってしまうのだが。願意とまた少し違ってくるのではないか。

川上委員

先ほど言ったが、前段については注視したものではないので全てがわかったわけではないが、この事象にかかわらずと言い方をした。大変中途半端なことになったかもしれないが、私は現場にいたので、こういう行為があったかはわからないが、確かに出歩かれた。出歩かれたことを実際にやったかどうかは事実だと認める。暴力行為について私はわからない。しかしこのような行為があったにかかわらず、という言い方をさせてもらった。

布施委員長
三浦委員

ほかに、意見を付することに対しての意見はあるか。

川上委員がおっしゃったことと、述べた意見は大体一緒なので。前段部分の真偽を確認したわけではないが、後半の2行については採択するものとしたということなので採択、ただし前段のその部分について触れるものではないとか、あとの表現はお任せでもよいと思うが、そういう形で扱っていただけたらよいかと思う。

柳楽副委員長

先ほど賛成理由を上げていただいたものについて、もう一度、どういう発言があったかを確認させていただき、それをもとに正副でつくらせていただくということでは。ここで決定したほうがよいか。

布施委員長

ここで意見をひとつにしようということなので、この場で決めてしまおう。

三浦委員

川上委員がおっしゃった理由で私も述べた。これは会派の意見として述べているが。その意見をどのように付すかは、全部お預けする形なのかをまず伺っている。そのようにもう扱うということであればそれはお任せするものであるし、川上委員がおっしゃったことと私が述べた意見は、同じ趣旨ではあっても言葉は違っていたので、その精査はどうするのかという確認である。それはここでやるべきなのか、お預けするべきなのか。賛成はしたが、意見を付しているということは、これがあるのとないのでは大きな違いがあるので、そこは「ただし」ということできちんと、発言の意図が伝わるものとして扱っていただきたい。

柳楽副委員長

多分お二人が言われるのは、採択とはするけれども、この中身に書かれていることを全て賛成しているわけではないという意見を付

布施委員長

すという内容ということで。
暫時休憩する。

[16時 22分 休憩]

[16時 28分 再開]

布施委員長

休憩前に続いて委員会を再開する。陳情第30号については、賛成多数で採択することに決めているので、以上で陳情審査は終わる。

続いて私から1点ご提案する。委員にお諮りする。陳情第30号について採択することになったが、賛成者から、意見を付してというご意見があった。意見を付して賛成するということでよろしいか。

(「異議なし」という声あり)

その意見については、先ほど皆が言われたことを集約し、文言については正副委員長に任せてもらってもよろしいか。

(「異議なし」という声あり)

私から1点ご提案する。本日陳情第13号が採択された。これを受け、今後は採択した請願や陳情について、事後の状況や対応等の確認方法を具体的に検討したいがよろしいか。今日ではなく今後。

(「異議なし」という声あり)

それではそのように進めたい。また1点お願いする。全員協議会でお知らせしたが、各自の陳情に対する表決の記載を本日中にタブレットに必ず入力していただきたい。賛否及び反対意見は、陳情者への通知とホームページに掲載されるので、簡潔に記載していただくようお願いする。なお記載は本日中をお願いする。

暫時休憩する。

[16時 30分 休憩]

[16時 33分 再開]

布施委員長

休憩前に続いて委員会を再開する。皆にここでお諮りする。先ほどの陳述の中で、陳述者から固有名詞、地名の固有名詞が出た。これは議会から動画配信されるので、個人名や地名が出たときにはよろしくないという思いもあるが、皆のご意見を伺い、そのまま配信するものか、または削除するものか、この場で決めておかないと後でどうすることもできないので、それをお諮りするのでよろしくお願ひする。意見のある方お願ひする。

足立委員

陳述の冒頭の段階で委員長も言われたが、誹謗中傷もしくは固有名詞等を出すものではないと言われたので、そこはカットをしていたらと思う。

布施委員長

ほかに。

(「なし」という声あり)

固有の個人名や地名などが特定できるものについてはカットするというので、よろしいか。

(「はい」という声あり)

ではそのようにお諮りする。

4 6月定例会議以降の陳情審査及び意見陳述について

布施委員長

前回の議会運営委員会で、各会派から発表された意見を会派に持ち帰って協議していただくことになっていた。挙手をいただき、ご意見について伺いたい。

三浦委員

山水海の中で協議した。他会派の方々からの意見も伺った上で、陳情者の願意に対して議会の賛否、採択・不採択の意思表示をきちんとしたほうがよいというご意見が多かったように思うので、それを共有して皆のご意見に賛同する形で、会派の中ではまとまったのでご報告申し上げたい。

布施委員長

そのほかご意見はないか。

小川委員

会派でもさまざま議論をしてきたが、いろいろ試行的に9月定例会議や12月定例会議等でさまざまな取り組みをしたりしてきたが、それをある程度継承した中で基本的にはいろいろやったけれども、いろいろな問題が発生している部分もあるし、できる限り原理原則という言葉を使ったが、もとの形に戻すべきではないかという議論をしてきた。今廃止になっている取扱基準についても、そのまま適用するのではなく少し見直しも必要だと思うが、あのようなものを再確認していただく場をつくってもらい、幾らかは文書配付にとどめる形も含めて、元に戻すべきではないかということで会派内で確認した。

柳楽副委員長

公明クラブとしてはこれまでも委員会に付託して採決を行うと言ってきたので、そのようにしていただけたらと思う。

布施委員長

ほかに。

三浦委員

補足だが、改めて山水海からはずっと、陳情を採択・不採択というか、陳情審査した後にそれをどう取り扱うかは議会基本条例にも明記してあるように、そこはしっかりやっていくべきだということ再度、このタイミングでも確認して、採択・不採択を決した後に、どういうタイミングなのかきちんと陳情の取り扱いについてはそれぞれの委員会でどうするかとか、執行部にどういうタイミングで聞いていこうとか、そういうルールも併せてそこは整備する必要があるだろうということで、協議の中で意見が出ているので、それもお伝えしておきたい。

布施委員長

三浦委員、先ほど議題4に入る前に採択したものは請願だろうが陳情だろうが大事なことで、事後対応については今後やり方、そう

いうものもある。採択したものについては次の定例会議で報告を求めるとか。またそれにはかなわないものについては随時委員会で追っていくとか。そういうものについてはまた今後検討していくので、それを含めての三浦委員の意見はきちんとお伺いしたので、よろしく願います。

創風会はないか。川上委員。

川上委員

先ほども山水海が言われたように、採択したものについて後どのようにするかは十分検討の余地がある。それについては今後検討していただく。

布施委員長

それでは皆の意見を集約したところ、陳情は全て担当委員会へ付託し、審査し、そして採決するということでよろしいか。

古森局長

超党みらいは、取扱基準と言われたが、その辺をどう扱うのか。取扱基準で配付するものと付託するものとに分けると言われた。委員長は全部付託でと言われたので、その辺の協議をどうされるか。

小川委員

元へ戻すというのは結局、中身の精査はする、①、②、③ということで、③で議長団から各委員会へ付託する。しかし取り扱い基準があって、対象となれば配付にとどめるという扱いもあったのだが、それもさまざまな事情があって、とりあえず今の段階では廃止になっている。しかしそこを見直ししてとどめるものはとどめて、付託も何もできないというものについては整理してもらって、その段階で議長団の判断で各委員会に付託してもらうので、それも含めて以前の形に戻してもらいたい。付託されたことについてはもちろん陳情者の意向を踏まえて、採択・不採択まできちんと返すことも必要ではないかということ。

布施委員長

小川委員、議長から各委員会に付託される、そこで審査する。その中の基準として陳情基準を適用して、扱うもの扱わないもので分ける。これも一つの審査になるはずだったと思う。採択するかどうかという言葉でなく、審査基準を審査して、どういう流れになったかが大事で、その後に採択したものは委員会として追いかけていく。そこが問題で。言葉は採択・不採択ということが出るが、委員会で取り扱うもの扱わないもの、ここで分けるのは最初の議論に帰ってくると思うのだが。

小川委員

最初の議論というか、その段階で、例えば会派で議論したのは、各委員会で分けられたときに、そこで、この分については取り扱うかどうかも含めて各常任委員会で検討してはどうかという話もあった。しかし実際に付託するのは議長の責任において付託するのだから、もし委員会のほうで審査すべきものとそうでないものを分けたときは、付託すべきものは再度議長に返し、議長団から付託しないとだめではないかという議論がこの間あったもので、付託するならば、そういうことがあるなら元の形に戻したほうがすっきりするの

布施委員長

ではないかということだった。今まで議長団のほうで基準を設けて振り分けてもらい、それを通った分については各常任委員会に付託してもらおう。以前の形に戻したら一番よいのではという趣旨で言っているのだが。

暫時休憩する。

[16時 44分 休憩]

[16時 55分 再開]

布施委員長

休憩前に続いて委員会を再開する。陳情審査の流れだが、各会派からご意見をいただいたところで、意見を集約したところ、皆にお諮りする。陳情は全て担当委員会へ付託し、審査して、採決することとなったが、それでよろしいか。

(「異議なし」という声あり)

ではそのようにさせていただく。今回、陳情の流れが定まった。ただし今、傍聴者の方をお願いしておく。傍聴規程で、休憩中の動画は止めていただくようお願いしている。傍聴規程の中で、会議中以外のものについての撮影等をご遠慮いただくことになっている。個人が特定できる発言があったため、それは委員長として皆にお諮りしたので、議会の意見として傍聴者は。議会の配信のときにはそれは削除する。

続いて皆に、今回の陳情の流れが定まったが意見陳述についてはまだ決まっていない。会派に持ち帰っていただき、今回の流れを踏まえて実施についてのご意見を伺いたい。委員会終了後、全議員へ周知する。3月11日までに議会事務局へ返信してもらいたい。意見陳述については3月17日の本会議前に議会運営委員会を開催し協議する。ここで協議が調えば、同日本会議後の全員協議会で周知する予定である。

5 会派代表質問の今後のあり方について

布施委員長

今年度も2月25日に会派代表による一般質問実施要領に基づき会派代表質問を行った。こちらについては12月3日の議会運営委員会で、会派代表質問の方式や意義について見直しの意見が出たことを受けて、議題として上げている。

意見としては一問一答方式の導入、現在実施している会派代表質問のあり方、今後会派代表質問の実施の有無について議会運営委員会で議論すべきではという意見が出された。これを受け、その取り扱いについて今後協議を進めたい。本日は会派へ持ち帰っていただき、今後のあり方も踏まえて協議してほしい。なお、こちらについても会派の意見を事前に集約する。3月11日までに議会事務局へ提

出をお願いする。

6 その他

布施委員長

その他委員から何かあるか。

(「なし」という声あり)

事務局から何かあるか。

古森局長

2点ほどお願いする。3月11日の東日本大震災の黙とうについて。昨年は10年ということで黙とうした。今回も14時46分で黙とうを行いたいと思っている。予算決算委員会の福祉環境委員会関係になると思うが、途中で休憩を挟んでいただき、議長から黙とうの話をさせていただき、黙とうということにさせていだきたい。よろしくお願ひする。

もう1件、退職者の挨拶だが、課長級については各予算決算委員会の終了後をお願いしたいと思っている。部長職については3月17日最終日の全員協議会の後に行いたいと思っているのでよろしくお願ひする。

布施委員長

局長から事務連絡があった。そのようにお願ひする。次回日程を確認する。次回は3月17日木曜日に2回開催する。まず9時15分から全員協議会室で開催する。予定議題は意見陳述についてである。そして全員協議会終了後に全員協議会室で開催する。予定議題は令和4年6月定例会議について、会派代表質問のあり方についてである。なお6月定例会議での個人一般質問の持ち時間や、委員会運営の方法、会議の会場については新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、改めて決定したい。

最後に本日の内容は各会派で共有いただくようお願ひする。それでは議会運営委員会を終了する。

[17 時 01 分 閉議]

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

議会運営委員会委員長 布施 賢 司